

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

令和3年度の住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で収入が減少した世帯を支援するため、**1世帯当たり10万円**を支給します。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象・手続き方法

いずれかにあてはまる世帯が対象です※裏面の判定フローチャートもご参考ください

世帯全員が令和3年度
「住民税均等割(※)非課税」
の世帯
(※)令和2年中の収入に対する課税決定

令和3年1月以降(※)の収入が
新型コロナウイルスの影響で減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯
(※)それ以前から継続している場合も含む

家計
急変

令和3年12月10日時点で船橋市に
住民登録のある方へ、
市から**確認書**が届きます。

確認事項をチェックし、
返信用封筒で船橋市に**郵送**



申請が必要です

申請時点で船橋市に住民登録のある方は
**船橋市住民税非課税世帯等に対する臨時
特別給付金コールセンター**へお問い合わせ
ください。申請のご案内をします。

必要書類を添付した申請書を
郵送にて提出※下記窓口でも受付可

1世帯当たり10万円を振り込みます
給付金の振込目安：市が書類を受理してから概ね1カ月後

お問い合わせ

船橋市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

受付時間 9:00~18:00

※休業日：第1・3・5の土曜日とその翌日の日曜日



0120-777-136

船橋市相談窓口

船橋市湊町2-10-18

千葉県合同庁舎3階(分室会議室内)

受付時間 9:00~17:00(平日のみ)

○DV等で避難中の方でも、受給できる場合があります。

船橋市のコールセンターへお問い合わせください

○令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金と併給できます

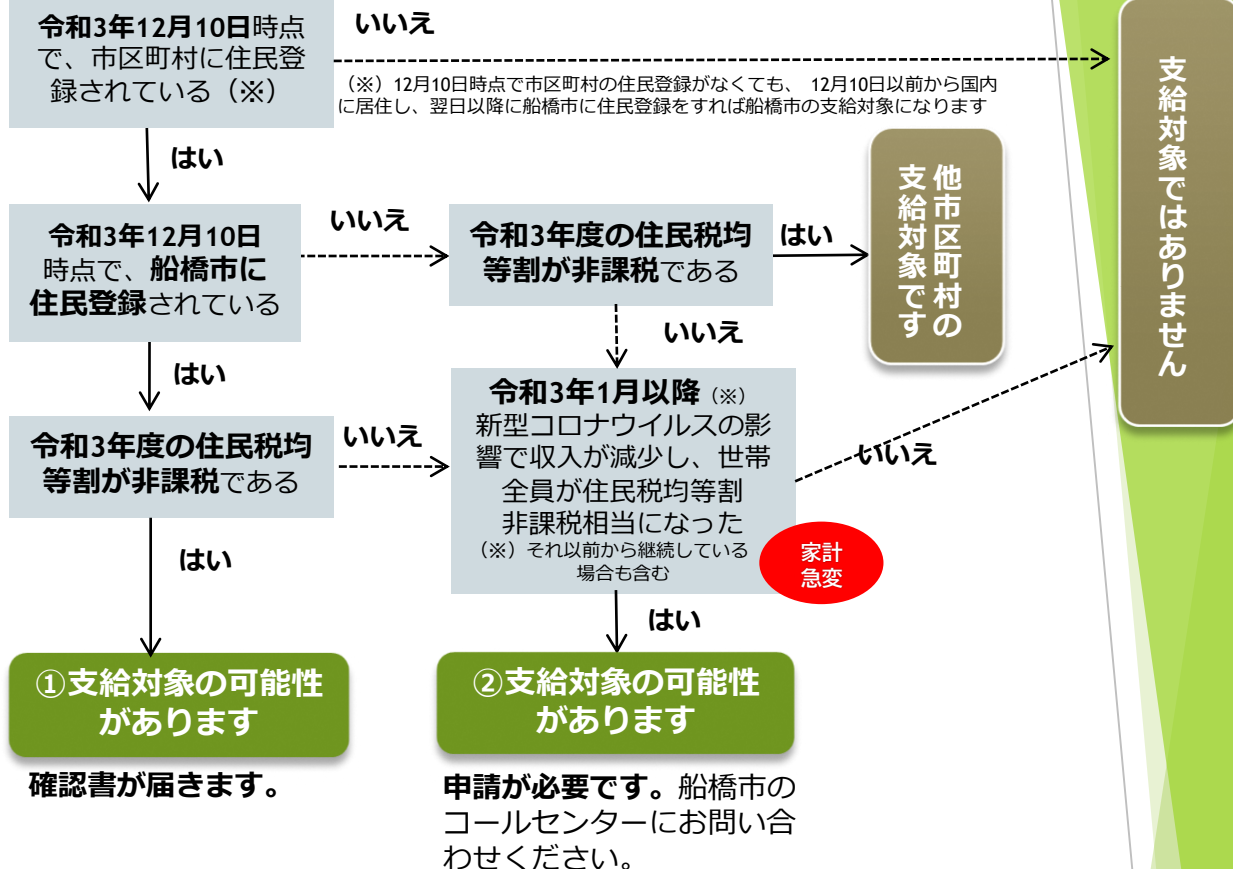
○詳細は市ホームページから見られます(右コード)



給付金対象者判定フローチャート

このフローチャートで給付金の支給対象になるか確認できます。

スタート



※1世帯1回限り、①②の併給は不可
※令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金は併給可

家計急変

判定方法イメージ

(A)

(B)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額		非課税相当所得限度額
	年間収入	月額目安	
単身又は扶養親族がいない場合	1 0 0 . 0 万円	8 万 3 , 3 3 3 円	4 5 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (1 名) を扶養している場合	1 5 6 . 0 万円	1 3 万円	1 0 1 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (計 2 名) を扶養している場合	2 0 5 . 7 万円	1 7 万 1 , 4 1 6 円	1 3 6 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (計 3 名) を扶養している場合	2 5 5 . 7 万円	2 1 万 3 , 0 8 3 円	1 7 1 . 0 万円
配偶者・扶養親族 (計 4 名) を扶養している場合	3 0 5 . 7 万円	2 5 万 4 , 7 5 0 円	2 0 6 . 0 万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2 0 4 . 3 万円	1 7 万 2 5 0 円	1 3 5 . 0 万円

R3.1月以降の任意の1カ月収入

≦

年収換算 (×12月)

収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。収入限度額 (A) で要件を満たさない場合は1年間の所得限度額 (B) で判定します。※非課税の公的年金収入 (遺族・障害年金など) は含みません。

！ 臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意！

県や市、国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察または警察相談専用電話 (#9110)へご連絡ください。